

個人は不動産を売却した際の領収書に印紙を貼る必要はない

個人間の不動産の売買において売り主側が出す領収書に印紙を貼る必要はありません！

金銭又は有価証券の受取書や領収書は印紙税額一覧表の第17号文書「金銭又は有価証券の受取書」に該当し、印紙税が課税されます。受取書とはその受領事実を証明するために作成し、その支払者に交付する証拠証書をいいます。したがって「レシート」「領収書」「預かり書」は勿論、受取事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」「相殺」「了」など記入されたものなどは全て金銭又は有価証券の受取書に該当します。

「金銭又は有価証券の受取書」は、受け取る金銭又は有価証券が「売上代金に係るもの」か「それ以外のもの」かで税額が異なります。売上代金とは、資産を譲渡し若しくは使用させること（その資産に係る権利を設定することの対価を含む）又は役務を提供することによる対価（手付けを含む）、すなわち何らかの給付に対する反対給付であることをいいます。なお、営業に関しない金銭又は有価証券の受取書は、非課税となっています。ここでいう営業とは、一般通念による営業をいい、おおむね営利を目的として同種の行為を反復継続して行うことをいいます。したがって、株式会社などの営利法人や個人である商人の行為は営業になりますが、公益法人や商人以外の個人行為は営業には当たりません。

すなわち第17号文書の金銭又は有価証券受取書であっても、受け取った金銭などがその受取人にとって営業に関与しないものである場合には、非課税となります。

上記国税庁ホームページ⇒タックスアンサー⇒印紙税⇒「No.7105金銭又は有価証券の受取書、領収書」「No.7125営業に関しない受取書」の内容により個人が不動産を売却した際の買主側に渡す領収書には印紙を貼る必要はありません！